

# 6 試験の免除

実技試験又は学科試験の免除を受けるには、次の資格事項を必要とします。わからないことは当協会までお問い合わせ下さい。

## 1 技能検定関係（同一の検定職種に限る。）

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
特級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※1
1級	技能検定合格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※2
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※2
2級	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※2
3級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	—	※2
単一等級	技能検定合格	—	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※2

※1：実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（最終年によっては年度終わりまで）有効

※2：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

## 2 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。）

対象者			技能検定試験の免除の範囲				備考	
			特級	1級	2級	3級		単一等級
指導員試験合格又は指導員免許取得			—	—	—	学科の全部	学科の全部	※1
応用課程又は、特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後	5年	—	—	—	学科の全部	学科の全部	
	実務経験年数	2年	—	—	—	学科の全部	学科の全部	
専門課程又は、特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後	4年	—	—	—	学科の全部	学科の全部	
	実務経験年数	1年	—	—	—	学科の全部	学科の全部	
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年（2800h以上なら1年）の実務経験		—	—	—	学科の全部	学科の全部	※1
			—	—	—	学科の全部	—	※1
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース		—	—	—	学科の全部	—	※1
	2級技能士コース		—	—	—	学科の全部	—	※1
	単一等級技能士コース		—	—	—	—	学科の全部	※1
中央技能検定委員2年以上			—	—	実技の全部及び学科の全部		実技の全部 学科の全部	※2
都道府県技能検定委員2年以上			—	—	実技の全部		実技の全部	※2
技能五輪全国大会における技能証			—	—	実技の全部	—	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			—	—	—	実技の全部	—	※3
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		—	—	—	実技の全部	—	※3
	学科部門の技能証		—	—	—	学科の全部	—	※3

※1：免除の対象となる訓練科等は、P11学科試験免除に係る技能検定職種の訓練科一覧を参照して下さい。

※2：選択科目のある検定職種の場合は、同一の選択科目に限る。

※3：平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限が過ぎたものであっても有効（H16厚労告376附則第2項及び第3項）

## 3 他法令等関係

対象者		技能検定試験の免除の範囲					備考	
		特級	1級	2級	3級	単一等級		
製菓衛生師法による製菓衛生師試験に合格した者（学科試験の一部免除※）		—	菓子製造職種に係る学科試験のうち食品一般及び菓子一般			—	—	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部			—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種に係る学科試験の全部			—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
東京商工会議所が行う和裁に関する技能検定	1級の技能検定	—	和裁職種に係る実技試験の全部			—	—	
	2級の技能検定	—	—	和裁職種に係る実技試験の全部		—	—	

※：受検申請時に学科試験問題の一部免除の手続きをされた方は、B群の問題の指定された問題（5題程度）については解答する必要はありません。